

### 3.9 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案等に対して提出された意見に対する総務省の考え方

意見	総務省の考え方
<p>意見公募対象である、「3.9 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案等」は、昨今における携帯電話を利用したデータ通信利用の拡大傾向に対応すべく、より高速・大容量で利便性の高い 3.9 世代移動通信システム等の導入に向けた特定基地局の開設指針を定める案となっており、適当と考えます。</p> <p>以下、各項目について、意見等を述べさせていただきます。</p> <p>1. 特定基地局の範囲について 特定基地局の範囲に関しては、本開設指針案は、周波数有効利用の観点から、より効率の高い新技術の導入を認めるものとなっており、適当と考えます。</p> <p>2. 周波数の割当てについて 開設計画の認定に際する周波数の割当て幅に関しては、1 事業者当たり 10MHz 以上の割当てを行うものとなっており、3.9 世代移動通信システムにおける高速伝送のメリットを活かす観点及び、割当可能な周波数幅の現状を踏まえ、有効かつ適当と考えます。</p> <p>3. 開設計画の認定の要件及び比較審査基準について 本開設指針案における開設計画の認定の要件及び比較審査基準においては、開設計画の合理性、具体性はもとより、特定基地局の運用による電気通信事業を確実に開始し、継続的に運営するために必要となる財務的基礎、法令遵守及び利用者の利益確保に向けた体制、その他の電気通信事業の健全な発達と運営への寄与等を総合的に問うものとなっており、適当と考えます。 【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>本開設指針案等を支持する意見として承ります。</p>
<p>3.9 世代移動通信システムの導入が可能となる本指針案等に賛成いたします。</p> <p>本指針案の基本的な枠組みの範囲内であることを前提として、本指針案の発効以降においても柔軟な対応・措置が考慮されることを希望します。また、周波数の効率的な割り当てや新技術の円滑な導入が可能となるよう、引き続き国の役割を發揮していただくことに期待します。 【KDDI 株式会社】</p>	<p>本開設指針案等を支持する意見として承ります。</p>
<p>昨年 11 月 7 日に開催された「3.9 世代移動通信システム等の導入に係る公開ヒアリング」において、当社が主張した 10MHz 幅以上のまとまった帯域での割り当てとなる意見が盛り込まれている、本開設指針案に賛同致します。</p> <p>また、700/900MHz 帯の周波数割り当てについては、2011 年からの周波数利用開始を考慮し、今年中に情報通信技術分科会での検討開始を要望致します。 【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>本開設指針案等を支持する意見として承ります。</p>
<p>1. はじめに この度、「3.9 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案等に対する意見募集」(以下、「3.9G 開設指針案」とする)に対して、意見提出の機会を作っていただいたことに感謝いたします。</p> <p>3.9G 開設指針案は、社会や経済の高度化・多様化を背景に、インターネット接続や動画伝送等のより高速・大容量で利用者利便性の高い移動通信システムに期待が寄せられているところであり、第 3 世代移動通信システムを高度化した 3.9 世代移動通信システムの推進を目的とするものであることから、当社は歓迎いたします。</p>	<p>本開設指針案等を支持する意見として承ります。</p>

また、3.9G開設指針案は、昨年11月7日に「3.9世代移動通信システムの導入に係る公開ヒアリング」が開催され、事業者の意見陳述、並びに有識者の方々との議論が公開で行われるなど、透明性の高いプロセスで3.9G開設指針案が作成されたことについても評価いたします。

#### II. 3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案に対する意見

##### 1. 特定基地局のシステムについて

データ通信利用の拡大傾向に対応するためには、3.9世代移動通信システムの導入が必要不可欠であることから、特定基地局のシステムに3.9世代移動通信システムを含むことに賛成いたします。

##### 2. 新規に割当可能な周波数について

新規に割当が可能な周波数に1.5GHz帯の他に1844.9MHzを超え1854.9MHz以下の周波数（以下、「1.7GHz帯」という。）を加えたことについて賛成いたします。1.7GHz帯を3.9世代移動通信システム用に開放する事はデータ通信利用が拡大傾向にある昨今の現状から考慮しても適切であると考えます。

また、帯域当たりの利用者数で周波数の追加割当てを行うのではなく、将来的なトラヒックの増大を予め考慮して、新規に割当可能な帯域幅を当初より事業者に割当てることについても同様に適切であると考えます。

##### 3. 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項について

特定基地局の運用開始を開設計画の認定の日からの一定の期限内とするルールを規定しない3.9G開設指針案に賛成いたします。3.9世代移動通信システムは、これまでの1.7GHz帯や2.5GHz帯の開設指針と異なり事業者によって3.9世代移動通信システムの導入のスケジュールが異なっていると想定されるため、当社としても妥当であると考えます。

##### 4. 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入について

第4項の電波の能率的な利用確保のための技術導入を認定要件にすることに賛成いたします。第3世代移動通信システム用の周波数のひっ迫状況を考慮すると、3.9世代移動通信システムにおいては、できる限り周波数利用効率の高い技術を導入する必要があると考えます。当社としても積極的に周波数利用効率が高い技術の採用を進めていく所存です。

##### 5. 開設計画における申請の事業者数等について

新規割当バンドへの割り当て事業者を最大4社とすることに賛成いたします。3.9世代移動通信システムの導入に対して多数の事業者が割当を希望していると考えられる状況では、事業者に対する機会の確保という観点で優れた案であると考えます。

なお、今後において、利用者からの移動通信におけるブロードバンド化の期待の拡大による新たなモバイルブロードバンド市場の進展を別途として、割当てられた周波数の帯域及び帯域幅によって、市場における競争の優劣を生じさせることの無いよう、事業者間の競争環境を確保する観点での周波数割り当て施策の検討を希望いたします。

##### 6. その他

「業務開始の日」（別表第1第4項“財務的基礎に関する事項”の第1号及び第2号）について、既に第3世代移動通信システム事業を行っている事業者の場合であれば、「業務開始の日」とは3.9世代移動通信システムの運用開始日と理解しております。

#### III. 3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針第2項第2号の規定に基づき、同号に規定する別に定める区域を定める告示案に対する意見

<p>3. 9G 開設指針案に賛成いたします。</p> <p>IV. 平成 17 年総務省告示第 883 号（1.7GHz 帯又は 2GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を改正する告示案及び新旧対照表に対する意見</p> <p>3. 9G 開設指針案に賛成いたします。</p> <p>V. 平成 12 年郵政省告示第 744 号（電波法第 6 条第 7 項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件）の一部を改正する告示案及び新旧対照表に対する意見</p> <p>3. 9G 開設指針案に賛成いたします。</p> <p style="text-align: center;">【イー・モバイル株式会社】</p>	
<p>まず、「3.9 世代移動通信システム」という名称についてですが、海外においては、LTE やモバイル WiMAX を「4G」と称していることがほとんどであり、国際協調の面から、「第 4 世代移動通信システム」と称してもよいのではないかと考えます。</p> <p>次に、1468MHz～1477MHz/1516MHz～1525MHz を使用していたアナログ MCA システムは既に停波しており、現在は空き帯域となっております。</p> <p>ここを有効に利用し、例えば基地局側 1520.9MHz、移動局側 1472.9MHz までとし、3 者に 15MHz を割り当てることで、多くの利用者の利便につながります。</p> <p>また、デジタル MCA システムが導入されている帯域では、一部の地区では平成 26 年 3 月 31 日まで使用が制限される案となっておりますが、このうち、北海道、中国、九州においては、利用者、局数は極端に少なくなっています。</p> <p>（北海道：制御局数 2、ユーザー数 10、移動局数 335）  （中国：制御局数 1、ユーザー数 2、移動局数 1100）  （九州：制御局数 3、ユーザー数 10、移動局数 622）  （上記数値は 総務省 無線局免許情報 2008 年 12 月 20 日時点）</p> <p>にもかかわらず、平成 26 年までデジタル MCA システムを利用可能とすることは、結果的に、これら少数の MCA 利用者のために、平成 26 年まで 3.9G の導入が足止めされることになり、当該地区の携帯電話、モバイル通信利用者に不利益となります。</p> <p>上記地区においては、移行促進のため、デジタル MCA システムの使用期限を前倒しするべきだと考えます。</p> <p>それ以外の地区（関東、東海、近畿）においても、MCA 事業者は早期に帯域を開放するようより一層利用者の移行に尽力すべきと考えます。</p> <p>また、MCA 利用者の移行に際し、特定周波数変更対策業務を適用するなどし、費用負担を軽減するよう対策を行うべきと考えます。</p> <p>最後に、1.7GHz 帯東名阪バンドについて、東名阪地区以外にも使用が可能となるようにすべきと考えます。</p> <p>先日行われた「3.9 世代移動通信システム等の導入に係る公開ヒアリング」において、NTT ドコモより「東名阪だけでなく、地域の大都市（例えば、九州）でも周波数逼迫が深刻。」との状況が示されております。</p> <p>多くの同社端末は 1.7GHz 帯に対応しており、東名阪以外の周波数逼迫した地域において、1.7GHz 帯の基地局を整備するだけで、既存の利用者が端末の買い替えを行うことなく混雑状況の緩和が期待され、利用者の利便につながります。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>LTE 等は、ITU においては、第 4 世代移動通信システム（IMT-Advanced）ではなく、第 3 世代移動通信システム（IMT-2000）として標準化されており、国内においても、第 4 世代に極めて近い第 3 世代という意味の「3.9 世代移動通信システム」という名称で広く認知されていることから、「3.9 世代移動通信システム」とすることが適当と考えております。</p> <p>次に、ご指摘の 1468～1477MHz/1516MHz～1525MHz の帯域については、情報通信審議会からの答申において、15MHz のチャンネル幅で 3.9 世代移動通信システムを使用する場合には陸上移動局と基地局との間に 13MHz 幅のガードバンドを確保する必要があるとされていることを踏まえ、本開設指針案等のおり、陸上移動局側は 1462.9MHz まで、基地局側は 1510.9MHz までとすることが適当と考えております。</p> <p>また、1.5GHz 帯のデジタル MCA システムの使用期限については、利用者の他のシステムへの円滑な移行等のための十分な期間を確保する必要があること、情報通信審議会において、3.9 世代移動通信システム等を 2010 年頃に可能な地域から導入可能とし、2010 年代中頃に全国に拡大すべき旨の報告がされていること等を考慮し、本開設指針案の使用期限のとおりとすることが適当と考えております。</p> <p>なお、他のシステムへの円滑な移行等のため、免許期間を考慮した十分な期間を確保していることから、特定周波数変更対策業務等とする必要はないと考えております。</p> <p>さらに、1.7GHz 帯東名阪バンドの周波数帯のうち、東名阪以外の地域は公共業務用として使用されているため、現時点において携帯電話用の周波数として使用することは困難です。</p>
<p>（その一）  * 第二項 2 「当該特定基地局に係る周波数の使用区域は全国とする」  ↓</p>	<p>電気通信業務用の移動通信システムに係る周波数は、原則として、より広範な地域においてまとまった帯域を割り当てて電気通信役務の利用を</p>

指針案に代えて

「周波数の使用区域は、地域の必要性に応じて柔軟に地域毎に割り当てる。」

\* 第三項 「開設計画の認定の日から5年以内に、総合通信局の管理区域毎のカバー率が全て50%以上になるように当該特定基地局を配置しなければならない。」

↓

指針案に代えて

「地域の事情、用途の事情」に合わせたカバレッジ率の設定をする。

\* 第五項 2

「但し、地域毎に連携する複数の者がそれぞれ本開設指針に係る開設計画の認定に申請を行なう場合には、これらの申請をひとつの申請とみなして、本開設指針の規定を適用する。」

↓

本主旨を歓迎します。

「申請することができる周波数の帯域幅は15MHzとする。」

↓

指針案に代えて

「申請することができる周波数の帯域幅は15MHzとする。但し、複数の事業者から提案があった場合、事業の規模、内容を検討し、複数の申請者が干渉が起らない場合において、帯域幅を小分割して使用することを前提として申請することができるようにする。」

\* 第五項 3

「開設計画の認定に関して、二つ以上の申請者がある場合はそれぞれの申請について比較基準を行ない、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが高いひとつの申請者に対して行なうものとする」

↓

前述第五項 2 の二つ目の提案に合わせて削除することを提案します。

【京セラ株式会社】

可能とすることが利用者の利便や電波の有効利用に資することになるため、2,010~2,025MHzの帯域については、全国的に周波数を使用する1者に15MHzを割り当て、各総合通信局の管轄区域内の人口カバー率を50%以上とすること等の要件を課すこととしたものです。